〈共同研究報告〉

遣外使節と求法・巡礼僧の日記

はじめに

古の「日記」とされる所以である。
古の「日記」とされる所以である。
「日記」とされるのは『伊吉連博徳書』であり、これが最様々な日記一覧表の劈頭を飾るのは『伊吉連博徳書』であり、これが最続子と入唐後の唐での諸行事が日次記風に記されており、これが最様子と入唐後の唐での諸行事が日次記風に記されており、これが最様子と入唐後の唐での諸行事が日次記風に記されており、これが現代を表して入唐した人物であることがわれる。「日記」とされる所以である。

り、既に百済復興運動支援を決定し、百済救援の派兵指揮のために巳条所引では帰路の旅程と耽羅王子の随伴事情などが記されてお七月乙卯条所引には百済王らの洛陽への連行の様子、同七年五月丁のを防止するため、唐に抑留され辛苦することになるが、斉明六年今回の遣唐使は翌年の唐・新羅による百済討滅の機密が漏洩する

筑紫の朝倉橘広庭宮の遷居していた斉明大王に帰朝報告するところ

森

公

章

で記述は終わる

一行のその後の足跡を伝える記述が存し(白雉五年二月条)、そこにる。『日本書紀』には「伊吉博徳言」という形で、白雉五年遣唐使但し、本書は単なる斉明五年遣唐使の記録ではなかったようであ

九() あたかも『日本書紀』に結実する編纂事業が進む時期であり、 のあり方を知る材料として重視されたのであろう。 面で外交に従事し、より整備された『博徳書』の方が当該期の外交 波吉士男人書』も引用されているが、短文の引用であり、 うな特徴が窺われることになる。斉明五年遣唐使に関しては、 貢献の足跡をまとめて提出したものと考えられ、それ故に上記のよ 交や律令編纂など国家の要務に起用されるようである。したがって 件で処罰されており(持統即位前紀十月己巳条)、その後復権して外 対する不満と讒者への天譴を述べるなど)、遣唐使の正式な報告書で 斉明五年遣唐使の記述には博徳の功績を強調するところが看取され と「博徳言」が一連の内容のものかどうかは措くとしても、上述の は乙丑年=天智四年の定恵 もまた自己の功績を顕彰する機会としたのではあるまいか。 八氏に「其祖等墓記」を提出させるなど 『博徳書』は持統四年頃に官界復帰する際に、自己の国家に対する 〈唐での使人に対する冤罪を救うとか、使人が寵命を蒙らなかったことに 博徳は朱鳥元年(六八六)天武天皇死後に起きた大津皇子謀反事 (六八三)までは伊岐史姓であり(天武十二年十月己未条で連賜 『伊吉連博徳書』という名称は後代のものである。 『博徳書』 の智宗の帰国なども言及されている。 別の目的で編纂されたものではないかと考えられてくる。 (中臣鎌足の子)、 (持統五年八月辛亥条)、 そもそも博徳は天武十 庚寅年=持統四年 持統五年には十 様々な局 博徳 굿 時

以上を要するに、『伊吉連博徳書』は純粋な意味での日記とは言

えない 興味深い。日記一 ことにしたい。 の入唐求法僧や十世紀以降の巡礼僧の日記について知見を整理する で、以下、「日記の総合的研究」の一隅として、遣外使節、 の日記としての特色が探究されている訳ではないと思われる。 在が知られているが、国内の事柄を記した通常の古記録ほどにはそ ていた可能性は、 かもしれない。いずれにしてもこうした遣外使節の業務が記録され る七世紀の木簡のあり方を参考にすると、木簡に記されていたもの 控えの資料が存したことを窺わせる。それは近年出土点数が増 が、 遣唐使の記録が日次記風に記してあるのは、 覧の中にもいくつかの渡航体験に関わる日記の存 国政運営や官司の日常業務の実際を検討する上で そうした手 九世紀 加

遣唐使の「日記_

遣唐使の「日記」としては、村上天皇の皇子具平親王の『弘決外典 名高い)が呈した正式の入唐記録であろう。 に渡海した勝宝度の遣唐使 在が知られ、 鈔』(正暦二年 業務記録としての日記のあり方を検討する糸口もあると思われる。 としての遺外使節、 も遣唐使には関係の日記があったことが推定され、これは国家事業 伊吉連博徳書』 これは勝宝二年(七五〇)任命で、 (九九一)成立)巻一に「天平勝宝二年遣唐記」の存 ゃ 遣新羅使や遣渤海使などにも該当する。ここに 『難波吉士男人書』を参照すると、少なくと (鑑真一行を随伴して帰朝したものとして 但し、 実際には勝宝四年 その内容は、

あるのが判明するだけで、 天平勝宝二 一年遣唐記、 天宝十二年癸巳、 全体像はわからな 本朝天平 -勝宝五 年

と

H

『続日本紀』 宝亀九年十月乙未条

王命 耀宣 総権介 物 十 宅 書門下牒」、 以 不 行路遙遠、 其駕船者仰 所」請並允。 毛野公大川、 節副使小野朝臣石根、 少遊処分一、 目 候 遣唐使第三舶到 使同 Ŧi. レ風入 →海。 一十月十五日一、 以 安置供給。 到 H 天子非 \Box 為 欲 小野朝臣滋野上奏言、 揚州大都 労。 於 進 勅 風漂无. 揚州 即於 分喜観、 撙 発 宣政殿 云 属 韓国連源等卅三人、 七月三日、 即 朕有 特有 節人数、 |禄山乱 |泊肥前国松浦郡橘浦 | 。 賜 督府 今遣 内裏 船 造。 臣等八十五人発」州入」京、 准 銀鋎酒 少許答信物」、 監使、 難 礼見。 班 副使大神朝臣末足、 卿等知」之。 卒成 今中使云、往、 中 設 示群臣 即 限以二廿人一。 ·使趙宝英等 常館彫弊、 宴、 依 勾 天子不」御。 第 式例 臣滋野等、 以 所 当使院 官賞有 傮 船 由 正月十三日到 今差 別也。 廿四 三月廿一 奏聞 安置供給。 同 冒 臣等請、 入京使人、 到 差。 Ę 宝英等 判官勅旨大丞正六位上 将 渉波濤、 是日、 去宝亀八年六月 六月廿四 頻有 便寄 准判官羽栗臣翼、 |揚州海陵県|。 答信物 事畢拝辞 兀 旦 行 月十九日、 優厚 得 押送、 乗 長安城。 更加二廿三人一。 百余里 於 進 定等 仰限 Ħ 万 観察使兼長史陳 辞。 延英殿 _ 国 道義所 往 船 顚躓、 信及別貢等 中使不是 奏云、 到 一六十人 八月廿 Η 監使揚光 # 発 揚 即於 忽拠 対 遣。 本 兀 州 沁絶 国 Ħ 外 持 中 其

> 平王、 令」同 廿三日、 上, 宝亀九年」。 損壊処多、 名迪、 |船得 例 到 船、 |肥前国松浦郡橘浦|。 Ē 臣 風 五十三。 具牒 竭 在 力修造。 発 |揚子塘 大宰府、 船入 皇太子雍王、 海、 頭 今月十六日、 仰令 行已三 但今唐客隨 第四 名适。 准擬 船 旦 在 船 楚州 年号大暦十三年、 僅得 忽遭 臣入朝、 其唐消息、 塩 浮、 _ 逆 風 是接祗供、 今天子広 即 船 入 月 海 九

【史料2】『続日本紀』 宝亀九年十一月乙卯 条

三月 留学生 人数、 而着 伴宿禰 守宿禰国麻呂并唐判官等五十六人、 日 馬 県 都 _ 0 入 迎 海、 |肥後国天草郡|。 即節度使陳少遊且奏且放、 接、 隨 到 辞 継人并前入唐大使藤原朝臣清河之女喜娘等冊 定 第 至一高武県一、 莧 使 |泊薩摩国出水郡 自 起 七月三日 辺 安 一廿人_。 船 揚子江 来 京。 首路。 置外宅。 在 朝、 又差 楚 着 正月十三日 以 勅令 袓 \Box 有 |泊揚州海陵県|。 継人等上奏言、 塩 結 内使掖庭令趙宝英 三月廿四 中書門下勅牒 城 至 内使楊光耀監送 隣 0 県 好 又第 麻州常耽県 六十五人入京。十月十六日、 到 並 日 六 乗 未 長安。 船 月 継人等去年六月廿四 海中 乃対 其艫 知 八月廿九日、 廿 為 発 Ŧī. Þ 即遣 判官四人一、 而着 Ħ 候 龍 断 ||路次乏 旦 至 顔 風。 揚州 脈島郡 内使趙宝英 十 到 艫各分。 奏 其 車馬 到 人 惟 発遣。 第三 月 事。 揚州大都 楊 齎 Ŧī. \mathbb{H} 乗 船 H 四月 主神 判官· 発赴 減 其 在 九 上宝 兀 領 舳 却 月 将 廿 船

上 府 同

陵

不込得 水。 信風 時 脱 ₩ 打 之至」。謹奉表以聞 余人累,居方丈之舳,、 一日五更、 却衣裳、 漂 破左右棚根 副使小野朝臣石根等卅八人:唐使趙宝英等廿五人、 |着肥後国天草郡西仲嶋|。 相救。 第 帆檣倒 裸身懸坐。 第 但臣 潮水満 船 一人潜行着 一於船底一、 同 発 米水不」入」口、 挙 ↓軸欲 入 船 海。 蓋板挙流、 断為。両段 舳艦角、 臣之再生、 比 没、 及 海中 載 已経二六日一、 人物隨 顧 纜枕 叡造所」救、 舳艫各去未 一眄前後 八 八日初 梅 漂 得 無 更、 以 不」任 生理絶」路 同時没入、 一少浮 知所到 遺 風 一十三日亥 急波高 ||夕撮米 上 上 、

【史料3】 『日本後紀』 延暦二十四年六月乙巳条

浦

上奏言、 兼持 之間 品劉昴 済美処分、 担行不」穏、 岸鎮已南海口」。 遣唐使第一船到 <u></u>上 病去」任、 洒脯 四船入」海。 一都長楽駅 州去」京七千五百廿里、 掣 臣葛野麻呂等、 勽 宣慰、 鬼波濤之上、 且奏、 因廻 新除刺史未」来、 ||使院 鎮将杜寧·県令胡延沂等相迎、 |泊対馬島下県郡|。大使従四位上藤原朝臣 七日戌刻、第三·四両船、 ·船向·州。 駕即入 廿三日、 且. 放 第 廿三人 都卅四箇日、 京城一、 去年七月六日、 内使趙忠、 十月三日、 一船判官菅原朝臣清公等廿七人、 国家大平者。其向、州之路、 星発星宿、 一入」京。 於 外宅 将 到小州。 八月十日、 十一月三日、 晨昏兼行。 飛龍家細馬廿三匹 安置供給。 発 火信不」応。出 語云、当州刺使柳冕 が従 新除観察使兼刺史閻 到 肥 十二月廿 前国松浦郡田 福州長渓県赤 特有 臣等発赴上 山 葛野 谷峻隘 |監使高 ||入死生 去九月 迎 麻呂 来 日

都

十六日、 宣勅云、 礼村 明州 知」之。 卿等好在。 廿 四 将息帰郷」。 就 H 於 H 船明州一、 王国文、 臣等三日之内、 太子即二皇帝位二、 秋六十四。廿八日、 使監送、 .得」宜之。好去好去者。 Ħ 」吉。二月十日、 対見。 使院 於 於 日 宣勅云、卿等銜 発遣。 従 含元殿 州 却 其 設 此日到来。 於 卿等遠慕朝貢、 玉 至 (唐消息 留 所」請並允。 明 廻本郷、 信 廿五日、 宴、 駅館 縁…卿等頻奏..早帰」。 州 管内明州 三月廿九日、 録事山田大庭等 朝賀。 一入」京、 別貢等物、 於 酣飲終日。 諒闇之中、 喚 今天子、 |使院|朝夕挙哀。 監使高品宋惟澄領口答信物 臣等於 両船解纜。 於 本国王命 三 三 三臣等二、 日 伝 即於 発遣。 + |宣化殿|礼見。 事畢首途。 所」奉進物、 此国喪一。 到 到 内裏 附 中使不、絶、 |承天門|立」仗、 諱 月 不」堪二万機一、皇太后王氏、 天子不予。廿三日、 明州郭下一、 附 越州永寧駅 四月一日、 十五 監使劉昴 誦 六月五日、 従 遠来朝貢、 設。宴、 |勅書函 |、 因」茲賜二纏頭物一、 日 大行皇帝之男只 擬 去二月五日 勅、 其諸蕃三日、 到 極是精好。 欲 天子不」御。 頻有二優厚」。 令下 長安城 官賞有」差。 先上是去年十一月、 於 相見、 臣船到二対馬島下県郡 進 便還二上 遭;国家喪事;、 始着二素衣冠」。 越州即観察府也。 : 寺裏 |内使王国文| 監送 於天子 来、 天子雍王适崩 朕特嘉歓。 _ 発 自余廿 安置。 縁 於 一人而已。 都。 同日、 福州二、 兼設」宴。 兼賜 世 此重喪、 同 劉昴帰去 臨朝称制 宅 越州 五月十八 七 年正月元 中使 於 須 使 是日、 海 相 日 人告 更差 行 緩 而 待。 宜 於 来

之母、 百里。 其吐蕃在一長安西北一、 拒而不」入、在一於今日 親吐蕃 養二甲兵二、 万以上明 以三国喪 節度使青州刺史李師古 嫁 知 五 公主 慰師古 「宜…更廻、允…前旨」。 尋二彼来由一、 内疑」節度」、 大行皇帝之后也。 有 国要 |告||于諸道節度使|、 · 也。 到則拘□、 窃挟 余男女」。 吐蕃即令 差二中使高品臣希倩一発遣。 為」名、 窺窬。 在」娶二公主」。天子瞋之不」聴。 外嫌□吐蕃」、 不一得 皇太子広陵王純、 数興」兵侵二中国」。今長安城、 自襲 〈正己孫、 年号貞元廿一年、 審帰娶、 又去貞元十九年、 猶住 若事不」遂、不」得二入来」。審還到二吐蕃界 |復命|。 鄭州。 入二青州界一、 |両界頭|。 京師騒動、 納之男〉、 天子瞋之曰、 審欺」之云、 諸州勠力、 年廿八。 去年十二月、 又蔡州節度使呉少誠、 当:延暦廿四年;。 遣 師古拒而不」入。 無…暫休息 養山兵馬五十万一。 龍武将軍薛審 嫁娶者、 故不」会」,賀正 所以来和 皇太后王氏、 逆戦相殺。 去二吐 吐蕃使等帰 非 蕃界 口 兵 者、 淄青道 朕 則 今上 朝 也 所 和 五. 欲 多 為

度①、 蕩が (宝亀 事項であり、 月丙寅条) 勝宝度の大伴古麻呂の唐における争長事件 国号に関するやりとり (『続日本紀』 慶雲元年 (七○四) 七月甲申朔条) 、 遣唐使が帰朝報告を行っていたことは、 7あり、 九年 延暦度の関係史料に窺うことができる。 などにより明らかである。 (七七八) 第三船・ その基盤となる日次記的な記録も存した。 十月乙未条・ 第一 船がそれぞれに詳細な報告を残している 月乙卯条)。 但し、 大宝度の粟田真人の日本 これらはエピソード (勝宝六年 宝亀度①は帰路に漂 世 紀以 それは宝亀 (七五四) 降 0) 後期 的 正

されていた。

されていた。

されていた。

されていた。

ないことが多いの

は唐使は四隻であり、往復ともに海上では別々になることが多いの

されていた。

見えない貴重な情報も含まれている。 今回の遣唐使は唐皇帝の家族関係、 程、 巳条に完存する。 ど動揺する内外の情勢を詳細に伝えており が報告されるという内容である。 は不明の部分が多いが、 八〇五年)の死去、 日福州到着以降、 次に延暦度に関しては、 延暦二十三年七月六日の入海から始まり、 帰着地への帰朝までが述べられ、 これは大使藤原葛野麻呂の第一 順宗(在位は八〇五年正月~八月)の即位があり、 日付を追って唐での諸行事を記し、 帰朝報告は延暦二十四年 『日本後紀』 遣唐使滞在中に徳宗 節度使の動向や吐蕃との関係 「其唐消息」として唐の国 の散佚により 中には中国側の史書に 渡海時の様子、 船のものである (八〇五) 六月乙 渡海 (在位七七九 帰路 時 0) 八月 0) 状 行

として著名な人物が参加して 史生を中心に記録作成が行われたものと考えられる。 唐使では四船それぞれに判官・録事と史生がおり、 に菅原清公 遣唐使の官員構成を見ると(『延喜式』 (道真の祖父)、 いおり、 録事に上毛野穎人・朝野鹿取など文 各回 1の造 巻三十大蔵省など)、 唐使にも入唐者に 文筆を担当する 延暦度には 後期 相 遣 応

きる訳である。 記録は国史編纂の材料となり、遣唐使の動向を様々に知ることがで記録作成に関与した可能性がある。このような遣唐使に関連する諸しい教養を有する人々が登用されていたから、こうした人々もまた

不」違い 記 であり、 使藤原常嗣の見聞が伝えられているが、これは国史に見えない情報 大極殿者是大唐大明宮含元殿之躰也。 年(一○九六)十月十一日条には、「上卿暫乍||本座|、言談之次命云| 文書はどのように把握されていたのであろうか。『中右記』永長元 のために起草した文書が掲載されており、これら遣唐使をめぐる諸 録を作成していたとすると、それらを総合した形で正式の「遣唐 国史には使人任命や遣唐使船の造営に関する記事もあり、これらも 見て、遣唐使は使節任命時から起算するものであることがわかる。 「日記」に記されていたのであろうか。また各船で航海日誌的な記 では、こうした記録が遣唐使の「日記」なのであろうか。 「日記」として唯一名称の知られる「天平勝宝二年遣唐記」 『性霊集』巻五に自身の用務をめぐる諸文書とともに、使人一行 がまとめられたのであろうか。延暦度遣唐使については、 ||彼宮|。是依||有」興事|所||記付||也」とあり、 こうした言辞はどのようにして伝来したのであろうか。 遣唐使常副 承和度の遣唐大 申也。 遣唐使 空海 一事

広条薨伝)と評され、代々遣外使節を輩出する小野氏や菅原氏ととナ相襲、預「専対之選」、唯一門而已」(『続日本後紀』承和七年四月戊承和度の大使藤原常嗣は延暦度の大使葛野麻呂の子で、「近代父

の日記の特色を検討することにしたい。

中に遺外使節の「日記」に通じる要素を探り、合せて求法・巡礼僧中に遺外使節の「日記」のあり方ともども不明の部分が多い。そこで、次に店は何らかの経験蓄積、記録の継承があったのかもしれないが、遺もに、「遺唐使の家」とでも称すべき存在であった。こうした家系もに、「遺唐使の家」とでも称すべき存在であった。こうした家系

二 求法・巡礼僧の日記

う中、 に入り、 求法の様子が克明に記されている。巻四になると、 帰国する遣唐使一 和十四年九月十日肥前国松浦郡鹿島に帰着、十八日に大宰府鴻臚 日次は飛び飛びになり、 会昌の廃仏とその終息後の荒廃、 船場面から始まり、 各種日記表によってはこれを最古の日記として掲げるものもある。 記の全体が残るものとしては十世紀以降の公家の日記よりも古く、 ぶ在唐記録が の助力などにより五臺山や長安での求法を続けた。その十年にも及 『入唐求法巡礼行記』巻一は承和五年(八三八)六月十三日の乗 事実上最後の遣唐使になった承和度遣唐使の天台請益僧円仁は 十二月十四日に比叡山から迎えの南忠が到来するところで日 以後しばらく大宰府に滞在、 『入唐求法巡礼行記』 行を離れて、 以下日次記として承和度遣唐使の動向、 一ヶ月以上も記述が空くことが多いが、 唐に滞留する道を選択、 帰国手段を模索する中、 四巻であり、 諸神を巡拝し、 日次記としての日 中国史上最大の 神前読経を行 在唐新羅人 さすがに 円仁の

記は終わる。

『入唐求法巡礼行記』は遣唐使の具体像を教えてくれるとともに、中国社会の動向・寺院のあり方、また会昌の廃仏という稀有な体験も記されており、第二次世界大戦後にアメリカの駐日大使も務めた歴史学者E・O・ライシャワー氏が世界三大旅行記と称揚し、様々な研究・注釈が蓄積されている。この円仁の帰国と前後して、唐商人の来航が始まり、遣唐使によらない彼我往来の道が開かれ、九世紀では恵夢・恵運・円珍や真如(高丘親王)一行などの入唐求法が行われる。

ある。 雲寺に到着し、 月十九日肥前国松浦郡美旻楽崎に帰着、 五日に博多で乗船、 唐求法を勧められるところから始まり、 など史料豊富であるが、 行履録』、『寺門伝記補録』、 のために渡海する。 は終了するものと思われる。 これらのうち、 密教的側面を研鑽する遮那業の学匠で、 その冒頭は嘉祥三年 五巻は失われており、その復原が試みられているところで 翌年正月に朝廷で帰朝報告を行うあたりで求法の旅 円珍は延暦度遣唐使の最澄が将来した天台宗のう 入唐求法の旅が進行し、天安二年 円珍の入唐求法に関しては、『行歴抄』、『唐房 『行歴抄』のもとになった『入唐記』(在唐 『天台霞標』、『天台宗延暦寺座主円珍伝. (八五〇) 春に山王明神の夢告により入 十二月二十七日に洛北の出 仁寿三年(八五五)七月十 天台密教、 (八五八) 台密の確立

真如一行に関しては『入唐五家伝』の中に「頭陀親王入唐略記

するところで終わっている。

然──寂照──成尋の入宋と、渡海僧の系譜は維持された。 渡海した興福寺僧寛建一行、十国の呉越と通交した日延、そして奝商人の来航は続き、五代のうち後唐(九二三~九三六年)の時代に年には宋(北宋)による中国統一が遂げられるが、この間も唐・宋年の後、九〇七年には唐が滅亡、五代十国の混乱を経て、九六〇

現在は散佚し、 たことが判明するもの せずに死去しており、 ことが知られるが(『参記』巻四煕寧五年(一○七二)十月十四日条)、 る日記である。 地巡礼を主目的としており、巡礼僧と称すべきものである。 液航記録としては成尋の『参天台五臺山記』八巻が残っており これらは九世紀の求法僧とは異なり、 『参記』と略称)、質・量ともに『入唐求法巡礼行記』に匹敵 などの名称で諸書に逸文が残る。 「奝然法橋在唐記」、「奝然巡礼記」、「奝然在唐日記」、 入宋僧の中では奝然には 宋側に 0) (『参記」 「寂照大師来唐日記」なるものがあ 卷五熙寧五年十二月二十九日条)、 天台山 『奝然日記』 寂照は宋に留まり帰 ・五臺山参詣など聖 四巻があった 。 以

逸文すら伝来しておらず、詳細は不明とせねばならない。

成尋の『参記』に関しては後述するとして、ここでは呉越に渡航に時のの大型に大力によって詳細が判明した。日延は唐末・五代十国の争乱で失われた天台法門の繕写・度送を求める中国・天台川の要請に応じた日本の天台座主慈念の指示と新修暦術の尋習を必山の要請に応じた日本の天台座主慈念の指示と新修暦術の尋習を必当の要請に応じた日本の天台座主慈念の指示と新修暦術の尋習を必要とする賀茂保憲の申請に基づく朝廷の使命を果すべく、藤原師輔要とする賀茂保憲の申請に基づく朝廷の使命を果すべく、藤原師輔要とする賀茂保憲の申請に基づく朝廷の渡海は長らく不詳であって、天暦七年(九五三)に呉越に渡航、天徳元年(九五二)に帰朝する。

上 い留 矣。 文章得業生藤原雅材等一、 天徳元年、 △数献納。公家御覧之後、暦経者被△下□預保憲朝臣|、法門者被 遁世隠居: 仍天暦聖主殊重哀憐、 |置江家||已了。又在唐之間日記、 |送台嶺学堂|、外書春秋要覧·周易会釈記各廿巻等者、 隨身帰朝。 即与二勅使蔵人源是輔一相共駅伝入京、 被」令」試二問真偽」、 賜川僧綱宣旨」又了。然而日延者身固 召二式部大輔橘朝臣真幹 所 |陳申|皆須」状 被 依

唐之間日記」は報告書としての「日記」というより、渡海の様子、この「日記」に基づいて種々の査問が行われたことがわかる。「在して海外渡航者に対しては外国事情や使命達成の状況確認のため、この史料によると、日延にも「在唐之間日記」が存したこと、そ

うした査問に対応するためにも日記の作成が必要であったと考えら修暦術尋習などを日次記として記したものであったと推定され、こ呉越での賓待(日延は紫衣を賜り、准内供奉の待遇を得ている)や新

れる。

該当し、 来目録を捧呈した上で、 両国」、学植膚浅、 三三〇号)、そこには朝廷での審議があったと考えられる。 待って入京するという手順をとっており(『平安遺文』四三二七・四 の留学僧空海も真言宗の習得・将来を果して早々に帰国した際、 条)、こうした査察の場があったことが窺われる。 る場面が知られ(『類聚国史』巻百四十七撰書・延暦二十三年三月己未 東大寺僧明一に宗義の難問を問われて返答に詰まった際に、「費!!粮 たと思われる。 請来目録とともに、『入唐求法巡礼行記』の内容は説得力が大きか この点は日本・唐双方の国禁を犯して入唐求法を続けた円仁にも 自己の求法の成果や行為の正当性を裏付けるものとして、 遣唐留学者の事例では、宝亀度①で帰朝した行質が 何違 しばらくは大宰府に留まり、 |朝寄|、 不二実帰一乎」と罵倒され、 その他、 朝廷の許可を 延暦度 涕泣す 請

僧の日記をめぐる諸問題を整理することにしたい。行記』と双璧をなす『参記』の検討に進み、遣外使節や求法・巡礼らかにしたところで、求法・巡礼僧の日記としては『入唐求法巡礼こうした外国滞在への査問に備えるという日記作成の一側面を明

三 成尋の『参天台五臺山記』をめぐる諸問題

これが現行の『参記』八巻として伝来しているものであろう。 雲寺の寺主で、 宋記録である。 おそらくこの後の部分を付加したものを明州での別離の際に渡し、 封を出発する五人の弟子たちに「入唐日記八巻」を付託しており、 入宋を強行する。成尋は結局帰国することなく宋で生涯を終えるが、 事であり、 どの高位の僧、 原師実の護持僧を勤め、 るところまで、 五)三月十五日の肥前国松浦郡壁島での乗船から、 『参記』について日記としての特質を考える上で気づいた点を整理 熙寧六年六月十二日に明州で先行して帰国する弟子らを見送 巻六煕寧六年正月二十三日条によると、 『参天台五臺山記』 成尋は渡航許可を得ることができないまま、 延暦寺の阿闍梨、天皇への供奉や摂関家の後継者藤 教学的に完成された人物が渡海するのは稀有の出来 成尋は入宋時に六十歳、 計四百七十日 宇治殿藤原頼通の信頼も厚かった。 八巻は延久四年(一〇七二=宋・熙寧 (二日間だけ記事のない日がある) の渡 天台宗寺門派の京都岩倉大 先行帰国のため開 渡海・入宋巡礼 密航の形で 成尋ほ 以下、

日記の終わりとされ、ここに日記をつける意味合いが求められてい不二日記」也」とあるように、出家などにより俗事を離れるあたりが『中右記』保延四年(一二三八)二月二十九日条に「世事従」今心長断、まず公家日記の場合は記主の官人出仕の頃から記載が始まり、

おり、 景である。 ところで終了している。 そして「元豊六年(一〇八三=永保三)六月十五日記訖 尋の次に入宋した戒覚も密航で渡海し、自身は帰国せず、 した場合は日本への帰着と上京して帰朝報告を行う前後で終わ しなかったので、 .載,子細之文,、依 渡宋記』を託しているが、 『参記』の書き出しは壁島で密航する場面であり、 求法・巡礼の完遂を記すという基本的性格が看取される。 他の求法・巡礼僧の日記の場合も始まりは同様で、 終わりは先行帰国する弟子たちの離岸を見送る情 |便人念||而略||」と、 博多津での乗船から、 『渡宋記』 一巻を付託する 入宋後の諸行事、 成尋は帰 〈取」要不 成

能性もあり、 各船で作成された航海日誌的な記録を模して記載方式を創出した可 はない求法・巡礼僧の場合は、 のあり方を継受しているのかもしれない。 になっているのは、あるいは遣唐使時代からの遣外使節の「日記 が、求法・巡礼僧の日記が乗船から帰着ないしは帰朝報告前後まで 名称から任命時以来の諸行事を記すのではないかとも想定してみた 遣唐使の「日記」に関連して、 遣外使節の「日記」の復原は後考に俟ちたい 遣外使節の「日記」 先には「天平勝宝」 但し、 正規の遣外使節で の <u>ー</u> 一年遣唐記 部、 または 0

の後に「次記 知二日之吉凶 ちなみに、 兼以用意。 公家日記に関しては、 昨日事 又昨日公事、 年中行事、 〈事多日々中可」記」之〉」、 略注 若私不 一付件暦一、 『九条殿遺誡 得 止事等、 毎日視」之次先知 「次見 為 に起床・ 備 暦書 顔等 可 並

備 聊可 が存し、 いる。 れていたのではないかと思われる。 ない毎日で(途中の船上や馬上で仮眠か?)、 着という星発星宿の旅程であり、睡眠時間がどれ程あったかわから 京や五臺山巡礼の際も、早い時は寅・卯に出発、 の日常生活は俗人とは異なり、成尋は「五箇年間以」不」队為 さらに苛酷な修行を課していた。入宋後に皇帝の指示による上 江注 |後鑑||とあることにより、 『参記』の中には一箇所だけであるが、 (巻一延久四年三月十九日条)と、 巻七煕寧六年三月二十三日条に「丑時記」之」とある。僧 付件 暦 但 其 中要枢公事、 翌日の出勤前に記すと考えられて 及君父所在事等、 具体的に入宋を計画したか 日記を書く時間も限ら 記入時刻を示す史料 戌・亥に宿所に到 別 記 レ之可

条の 重要であったと考えられる。そこには渡海や中国入国後の具体的イ 法・巡礼僧にとって先達の日記や体験はいわばガイドブックとして 延暦度の留学僧空海関係のものも熟読していたらしく、 但し、『入唐求法巡礼行記』の第四巻は会昌の廃仏のことが記されていた これらを宋の皇帝に献上している(『参記』巻四熙寧五年十月十四日条 法僧であったから、 について検討する。『入唐求法巡礼行記』を残した円仁は最初の求 『入唐求法巡礼行記』四巻と『奝然日記』四巻を携えて入宋しており、 次に日記作成の目的に関連して、他の求法・巡礼僧の日記の参照 「弘法大師云、 献上しなかったという)。その他、 他の日記の参酌 海路間三千里到□蘇州□」という記述によれば ・利用は見られないが、 卷一 延久四年三月二十五日 後続の求 成尋は

に拘泥することなく先達の日記を広く参照したのであろう。メージを得るのに日記の参酌・利用という手段があり、宗派や学系

あろう。 たか、殆ど暗記していたので、 かで(五月十四日条)、 清寺に到着した際の様子が記されており、 に相似しており、成尋が『智証大師伝』を熟読していたことは明ら 松林鬱茂、 大中七年(八五三=仁寿三)十二月十三日条の国清寺到着場面、「而 の書籍の記載よりも、 にも目を通していたと考えられる。但し、現在知られる天台山関係 条)、『天台山記』(五月二十一日条)など中国の天台山に関する書籍 て渡海しており(巻一熙寧五年六月二日条)、『天台記』(五月十四 絶標奇」と描写されている。 廻」寺躰松鬱茂、 『参記』巻一熈寧五年五月十三日条には長く夢にも見た天台山 十里挟路、 十里挟路、 この風景描写は『天台宗延暦寺座主円珍伝』 寺門派の祖師である円珍関係の記録を参照し 旗樹璀璨、 成尋は天台・真言経書六百余巻を携え 琪樹璀璨、 同じ表現を用いることになったので 五嶺抱」寺、 五嶺抱、寺、 国清寺大門前の風景は 雙澗合流、 雙澗合流 四絶希世 \mathbb{H} 玉

されていたことが窺われ(『入唐求法巡礼行記』巻一開成四年(八三九えている。遣唐使に関しては唐側に日本の遣唐使賓待の先例が保持了」と述べ、成尋と同じく宋側の支援による五臺山巡礼の希望を伝での申文では「近則阿闍梨成尋、去熙寧五年賜□宣旨」、遂□心願□先れており、『渡宋記』元豊五年(一○八二=永保二)十月二日条の宋成尋の天台山・五臺山巡礼のあり方も次に入宋した戒覚に参照さ

要を把握していたと考えられる。日本側でも来日渤海使に関する「承 ることは不可欠であった。 前記文」を有しており(『類聚符宣抄』第六弘仁九年四月五日宣旨)、 ,る(『性霊集』巻五「為;,大使,与;,福州観察使,書」)ので、 承和六) 二月六日条)、 賓待の前例承知のためにも遺外使関係の記録を参酌· 日本側も唐側の賓待の変化などに抗議して 賓待の概

その事跡は「文化財」として讃仰されたのである。『中右記』康和 して、 を製作させたことも記されている。 梨入唐之間路次従;;日域;及; 四年(一一〇二)六月十九日条にはまた、 唐成尋阿闍梨像」などを見て感慨にふける様子が述べられており、 岩倉大雲寺に参詣し、「入唐成尋闍梨旧房」や宋で製作された「入 本でも喧伝されていた。『水左記』承暦四年(一〇八〇)十月二十二 面見し、天台山・五臺山の巡礼を果し、宋での祈雨成功で法力を示 成尋は密航により渡海し、 『中右記』長承三年(一一三四)二月二十八日条には貴族らが 皇帝から善恵大師の称号を賜与されたことなどは著名で、 |唐朝|図絵|を屏風十帖に仕立てたもの ついに帰国しなかったが、 白河上皇が「故成尋阿闍 宋で皇帝に Н

日条)。 る品々を次のように区分している(『参記』巻六煕寧六年正月二十三 めに先発する際に、 ところで、成尋は先行して帰国する弟子たちが明州に下向するた 『参記』の原形となる日記など、 日本に将来す

百官図 帖 百姓名帖 楊文公談苑三帖八卷・ 天州府京地里図

> 帖 伝燈語要三帖→宇治経蔵 《藤原頼通

法華音義 一巻→大雲寺経蔵

唐暦 帖·老君枕中経一帖·注千字文一帖→左大臣殿 《藤原師

実》

暦一巻→民部卿殿

《藤原俊家

寒山詩 帖 暦一巻→治部卿 《源隆俊

一巻・證道歌注一帖・泗州大師伝二巻 広清涼伝三

古清涼伝二巻・入唐日記八巻→石蔵経蔵

失には何か原因があるのであろうか。 僧が先達の日記を利用しているという流布ぶりの割には、 う類例の僅少さもあるのかもしれないが、上述のように後継の渡海 なるようである。 ^(汀) 写したという東福寺本が現存最古の写本で、諸写本の殆どの祖本と 記』、『参記』ともに自写本は存在しない。『参記』は承安元年 七一)八月に自筆本を比校した写本を承久二年(一二二〇)に書 公家日記は自筆本が存することがままあるが、 求法・巡礼僧の日記で完存するものが少ないとい 『入唐求法巡礼 原本の欠 行

被っているが、そうした事情とともに、 ような記述にも注目してみたい。 円仁の延暦寺、 成尋の岩倉大雲寺もそれぞれに歴史の紆余曲折 戒覚 『渡宋記』 末尾の次

我願、 菩薩石壱枚 以||此記||置||於日本国播磨国綾部別 敢不」出 〈暗隙日光差入之処、 山門、 備 来住人之道心 当 此 石 所引摂寺頻 可 焉 √看也〉。 (花押影)。 必定放 副送

前

寺院の記録というものの性格を考える糸口もあると思われる。(空) ることができるかもしれない。ここには一般の公家日記とは異なる て秘蔵されたまま、様々な歴史的変動の中で消えていったと説明す とすると、 の参詣者に対する聖遺物としての役割を果したことが推測される。 する資産として保持されることが期待されているのであった。成尋 は信仰の対象となる聖遺物であり、それは引摂寺に寺門興隆を保障 いるのである。五臺山の石・土・植物とともに、渡海僧戒覚の記録 で実報寺主仏如房と対面した時、そこから書写したものが伝存して いう者が戒覚の自筆本を書写し、慶政が播州に下向した際に書写山 『参記』も石蔵(岩倉)経蔵に保管されており、上述の大雲寺へ 『渡宋記』は寛喜元年(一二二九)に播州飾西郡の実報寺で実尊と 大聖文殊之結縁、 五色光」歟。 〈此等可」安二置仏壇之底、〉。 又清涼山背生茸一房并木根等。 原本は容易には実見することができない信仰の対象とし 若尔者礼」其光明」、 可」在『礼二石光」之功徳』矣。又金剛窟土少々 是菩薩不思議之化用云々。 仍

むすびにかえて

の点が多く、公家日記では明らかになっている事柄を概説風に述べい、原本(自筆本)が全く伝来していないなどの制約もあり、不明留意点について考察を試みた。これらにはそもそも原形がわからな成尋の『参天台五臺山記』を事例に渡航記録の日記としての特質、小稿では遺外使節と求法・巡礼僧の日記のあり方を概観し、特に

たに過ぎないという懸念が大きい。

の深化の糸口を示したところで、拙い稿を終えることにしたい。も多少は有用であろう。そうした役割の一端を担い、さらなる考察「日記の総合的研究」にはこうした分野の日記を視野に入れること空間・論理に関連して生じる相違点などを抽出することができ、とはいうものの、日記全般に通じる論点、また寺院という特殊な

註

- 倭国』(吉川弘文館、二○○六年)などを参照。
 (1) 拙著『「白村江」以後』(講談社、一九九八年)、『東アジアの動乱と
- 史論集』上巻、吉川弘文館、一九六二年)など。東京大学出版会、一九六四年)、北村文治「伊吉連博徳書考」(『日本古代東京大学出版会、一九六四年)、北村文治「伊吉連博徳書考」(『日本古代史の基礎的研究』上、
- (3) 遺唐使の全体像に関しては、拙著『遺唐使の光芒』(角川学芸出版
- (4) 東野治之「遣唐使と海外情報」(『図書』五二八、一九九三年)。
- 弘文館、二〇〇三年)。
- 足立喜六訳注・塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』一・二(平凡社、E・〇・ライシャワー『円仁 唐代中国への旅』(講談社、一九九九年)、日、小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』全四巻(法蔵館、一九八九年)、

表者・田中史生、二〇〇五年)など。 十六年度科学研究費補助金(基盤研究C(2))研究成果報告書、 巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』 年)、鈴木靖民編『円仁とその時代』(高志書院、二〇〇九年)、 師伝の研究』 九九二年)、佐伯有清 九九〇年)、白化文他『入唐求法巡禮行記校註』(花山文藝出版社 九七〇・八五年)、 (吉川弘文館、一九八六年)、『円仁』(吉川弘文館、一九八九 深谷憲一『入唐求法巡礼行記』(中央公論社) 『最後の遣唐使』 (講談社、 一九七八年)、 (平成十三年度~平成 『慈覚大

11

九九三年)など。

- 7 三七、二〇一二年刊行予定)。 拙稿「九世紀の入唐僧」(『東洋大学文学部紀要』 史学科
- 8 文館、一九九九年)なども参照 (吉川弘文館、一九九○年)、『悲運の遣唐僧 小野勝年『入唐求法行歴の研究』上・下(法蔵館、一九八二・八三年)。 佐伯有清『智証大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八九年)、『円珍』 円載の数奇な生涯』(吉川弘
- (9)『入唐五家伝』については、森哲也「『入唐五家伝』の基礎的研究」(『市 &C、二〇一〇年) なども参照 の行方」(高麗大学日本史研究会編 川弘文館、一九六五年)、田島公「真如(高丘)親王一行の「入唐」の旅_ 王入唐記』(吉川弘文館、二〇〇二年)、杉本直治郎 史研究 (『歴史と地理』五〇二、一九九七年)、川尻秋生「入唐僧宗叡と請来典籍 ふくおか』三、二〇〇八年)を参照。その他、佐伯有清 『東アジアのなかの韓日関係』上、 『真如親王伝研究』(吉 『高丘親 Ţ

15

10 係に関する文献学的研究』 拙稿「入宋僧成尋の系譜」(『遣唐使の特質と平安中・後期の日中 平成十九年度~平成二十年度科学研究費 (基盤 関

- 研究 (C)) 「入宋巡礼僧」(『アジアのなかの日本史』V、 研究成果報告書、 研究代表者:森公章、二〇〇九年)、 東京大学出版会、
- 取楊文公談苑如」右。」とあり、 記ではないことになる された寂照らの宋での事績を「来唐日記」と称したとすれば、これは日次 但し、「於」、梵才三蔵房、見、海然法橋並寂照大師来唐日記」。 即借取書 国書逸文研究会編『新訂増補 以下に引用されている『楊文公談苑』に記 国書逸文』(国書刊行会、一九九五年)。
- などがある 藤善眞澄 [参天台五臺山記] 上・下 (関西大学出版部、二〇〇七・一一年) 台五臺山記』Ⅰ・Ⅱ(山喜房仏書林、一九九七・二○○六年、巻四まで)、 並に研究』(風間書房、一九七八年)、王麗萍校点『新校参天台五臺山記』 山記の研究』(大蔵出版、一九五九年)、平林文雄『参天台五臺山記 『大日本仏教全書』遊方伝叢書、島津草子『成尋阿闍梨母集・参天台五臺 (上海古籍出版社、二〇〇九年)など、 『参記』の活字本としては、『(改訂) 史籍集覧』 二六「参天台五台山記」、 竹内理三「「入呉越僧日延伝」釈」(『日本歴史』八二、一九五五年)。 注釈書としては、 斎藤圓眞 校本
- 三八、 清文堂、二〇〇五年)、 (『中央大学文学部紀要』四四、一九九九年)、「成尋」(『古代の人物』六、 一〇〇六年)などを参照。 一〇〇二年)、藤善眞澄 成尋および『参記』に関する近年の研究は、石井正敏「成尋生没年考」 二〇〇二年)、 b 王麗萍『宋代の中日交流史研究』(勉誠出版 「入宋僧成尋とその国際認識」 『参天台五臺山記の研究』 なお、 拙稿a 「劉琨と陳詠」(『白山史学. (関西大学出版部 自由山 中学』

(『海南史学』四三、二○○六年)なども参照。南史学』四一、二○○三年)、d「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入国」三九、二○○三年)、c「『参天台五臺山記』の研究と古代の土佐国」(『海

- (16) 拙稿「漂流・遭難、唐の国情変化と遣唐使事業の行方」、「日渤関係(16) 拙稿「漂流・遭難、唐の国情変化と遣唐使事業の行方」、「日渤関係
- (17) 平林註(14) 書。
- 店、一九九一年)解題·釈文。 (18) 宮内庁書陵部編『僧慶政関係資料 渡宋記·法華山寺縁起』(八木書
- (19) 『小右記』寛仁四年(一○二○)八月十八日条によると、藤原頼通から鹿島・香取両社への封戸奉納に関して藤原実頼の例文の有無を尋ねられた時、実資は「彼時文書者故三条殿《藤原頼忠》悉焼亡、見』御日記 □無□と答えており、実頼自筆本の喪失を恨む様子が窺われ、父祖の日記に対すと答えており、実頼自筆本の喪失を恨む様子が窺われ、父祖の日記に対すと答えており、実頼自筆本の喪失を恨む様子が窺われ、父祖の日記に対する観念はあるいは信仰に通じる側面もあると考えられる。

【付載『伊吉連博徳書』】

『日本書紀』斉明五年七月戊寅条

以二己未年七月三日,、発」自二難波三津之浦」。八月十一日、発錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉二使呉唐之路」。道奥蝦夷男女二人,示二唐天子」。〈伊吉連博徳曰、同天皇之世、小遣二小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥」、使二於唐国」。仍以

無」之。 所以滅。 蝦夷、 分明一。 客中有 棄而不二復検」。 之会」、々日亦覲。所」朝諸蕃之中、 使人遠来辛苦、 深山之中止||住樹本|。天子重曰、朕見||蝦夷身面之異|、極理喜恠。 三種」。遠者名二都加留一、次者麁蝦夷、 使人謹答、国有||東北|。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有 使人謹答、天皇憐重、亦得。好在一。天子問曰、国内平不。使人謹 人謹答、天地合」徳、 子在,,東京,。卅日、天子相見、問訊之。日本国天皇平安以不。 行到:越州之底:。十五日、 到||余姚県|。所」乗大船及諸調度之物留||着彼処|。潤十月一日 吉祥連船行到||越州会稽県須岸山|、東北風、 石布連船横遭||逆風|、 自 治称、天地、、万民無、事。天子問曰、 筑紫大津之浦 逃到||括州|。々県官人送到||洛陽之京|。十六日夜半之時 々等獲||罪唐朝| 每」歳入、「貢本国之朝、。天子問曰、其国有、五穀、。使人謹答、 |伊吉連博徳|、 食」肉存活。 以二十四日寅時一、二船相従放二出大海一。 便東漢長直阿利麻・坂合部連稲積等五人、盗い乗島人之 退在 十二月三日、 天子問曰、 自得,平安,。天子問曰、執事卿等好在以不。 |館裏」、後更相見。 九月十三日、 漂.到南海之島.。 奏、 已決 乗、駅入、京。廿九日、 因即免」罪。 |流罪|、 韓智興嫌人西漢大麻呂枉讒 国有: 屋舎: 。使人謹答、 行到 倭客最勝。 前流 近者名山熟蝦夷」。今此熟 事了後、 百済南畔之島 十一月一日、 々名爾加委。仍為二島人 此等蝦夷国有二何方」。 |智興於三千里之外 |。 々太急。 後由 十五日日入之時 勅旨、 馳到:東京:。 廿二日、 出火之乱 朝有二冬至 国家来年 無」之。 々名毋 天

島 島

必有 蝦夷以||白鹿皮一・弓三・箭八十|、献||于天子|。> 向一大唐 |海東之政|、 閉」戸防禁、 大使触 上島覆、 不上許 汝等倭客不」得二東帰一。 副使親覲三天子二、 東西、 困苦経」年。 奉」示:蝦夷:。 遂逗 難波吉士男人書曰 |西京|、 幽

『日本書紀』 斉明六年七月乙卯条分註

伊吉連博徳書云、庚申年八月、百済已平之後、九月十二日、 放著。十九日、 見阿麻利等五人」。十一月一日、 本国」。十九日発」自二西京」。十月十六日、 并五十許人奉」進||朝堂|。急引趁||向天子|。 太子隆等諸王子十三人、 賜労。 廿四日、 大佐平沙宅千福・ 発」自 為一将軍蘇定方等一所」捉百済王以 東京」。 還到:[東京]。 国弁成以下卅七 天子恩勅、 始得 放 見前 相 客

『日本書紀』斉明七年五月丁巳条

耽羅始遣二王子阿波伎等」貢献。 途、 岸山 朝倉之朝。 阿波岐等九人一、 H 明。 還到:越州:。 漂蕩辛苦。 使人等不是 時人称曰、 以 耽羅入朝始一於此時一。 八日鶏鳴之時 大倭天報之近。 |蒙||寵命|。 九日八夜、 同載一客船一、 四月一日、 使人等怨徹二于上天之神一、 擬立献 従 〈伊吉連博徳書云、 順 |越州|上路東帰。 |西南風 |、 帝朝。 又為二智興嫌人東漢草直足 放 五月廿三日、 船大海。 辛酉年正月廿 七日、 行 震 奉」進 々中迷 到 死足 檉 Ŧī.